

ワイヤレスカードシステム作業班設置要綱

1999 年（平成 11 年）5 月 27 日

第 2 5 回規格会議決定

2002 年（平成 14 年）7 月 25 日

第 4 4 回規格会議改正

2002 年（平成 14 年）11 月 27 日

第 4 6 回規格会議改正

2021 年（令和 3 年）10 月 29 日

第 1 1 7 回規格会議改正

1 設 置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 1 8 条の規定に基づき、「誘導式読み書き通信設備（ワイヤレスカードシステム等）A R I B S T D - T 8 2」の維持改定及び関連する事項の検討を行うため、ワイヤレスカードシステム作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、次の事項について審議するものとする。

- 一 標準規格 A R I B S T D - T 8 2 に関する改定等の原案の作成
- 二 ワイヤレスカードシステムに関して、前号に関連する標準規格等の原案及び改定案の作成

3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。